六　意見書の提出
　法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出することができる。
七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
　提出期限
　　令和七年十月一日まで
　電子メールの方法による場合の提出先
　　沖縄防衛局のウェブサイト（https://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/）から電子メールの宛先及び件名、記入様式を入手した上で提出する
　郵送の方法による場合の提出先
　　郵便番号　九〇四―〇二九五　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二百九十番地九
　　沖縄防衛局調達部調達計画課
　意見書の提出に必要な事項
　　意見書には次に掲げる事項を記載すること。
　　一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
　　二　意見書の提出の対象である方法書の名称
　　三　方法書について環境の保全の見地からの意見
　　意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書の説明会開催の公告について

　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告する。
　令和七年八月十八日　　沖縄防衛局長　村井　勝
一　事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
　事業者の名称　沖縄防衛局
　代表者の氏名　沖縄防衛局長
　主たる事務所の所在地　嘉手納町字嘉手納二百九十番地九
二　対象事業の名称、種類及び規模
　対象事業の名称　那覇港湾施設代替施設建設事業
　対象事業の種類　公有水面の埋立て
　対象事業の規模　約六十四ヘクタール
三　対象事業が実施されるべき区域
　沖縄県浦添市宮城地先公有水面
四　対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
　沖縄県浦添市、那覇市、宜野湾市
五　方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
　令和七年九月一日　午後七時から午後八時半まで
【浦添市社会福祉センター（浦添市仲間一丁目十番七号）　大研修室】
　令和七年九月二日　午後六時半から午後八時まで
【沖縄産業支援センター（那覇市字小禄千八百三十一番地一）　中ホール】
　令和七年九月三日　午後七時から午後八時半まで
【沖縄コンベンションセンター（宜野湾市真志喜四丁目三―一）　会議棟Ａ会議場Ａ１】

破産手続開始